

仕様書における計算手法およびモデルに関する技術的検討

「事業費に係る将来キャッシュフロー」について

2021年3月5日

本資料の目的

1. 日本アクチュアリー会においては 2019 年度、保険負債の妥当性（適切性）検証の検討を行うため、ソルベンシー検討WG（生保・損保）の活動を自発的に再開した。これは、2019 年度より金融庁フィールドテスト仕様書において保険負債検証レポートの提出が求められていることに関連したものである。
2. また、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」の報告書（令和 2 年 6 月 26 日）においては、保険負債の計算・検証方法等に関するガイダンスに関する部分で、「実務的に有用かつバランスの取れたガイダンスとするためには、金融庁と日本アクチュアリー会等が連携しつつ、検討を深めていくことが考えられる。」との意向が示されている。
3. また、2020 年度、当WGは金融庁より「保険負債の妥当性検証に関する検討（2020 年 7 月 21 日）」（以下、2020 検討レポート）を受領し、WGにおいてその説明を受けており、保険負債評価の妥当性を確保する上で様々な課題意識を共有していただいているところである。
4. 当資料は、2020 検討レポートにおいて示された課題について、各社における 2019 年度のフィールドテストでの実務内容に関するアンケートを行い、その共有を進めることにより、金融庁との連携・協議に資することを目的としている。
5. とりわけ、当資料のテーマ「事業費に係る将来キャッシュフロー」に関しては、2020 検討レポートにおいて、具体的に以下のような課題意識が示されている。
  - (1). 事業費の将来キャッシュフローに関しては、対象とする事業費、新契約費と維持費の区分、配賦方法等、各社ごとに取り扱いが異なる可能性がある。
  - (2). 各社の実態を適切に反映することが必要である一方、一定の整合性を確保する観点から、何らかのガイドラインを定めることも考えられる。
  - (3). 妥当と考えられる事業費にかかる将来キャッシュフローの計算方法・検証方法として、どのようなものが考えられるか。ガイドラインを定める場合、どのようなものが考えられるか。
6. 当資料は、上記、2020 検討レポートの指摘事項に関係のある、当WG内での議論や意見をまとめている。

## 当WGにおいて共有された視点・例示等

7. 当WGにおいては「事業費に係る将来キャッシュフローについて」について共有された主な視点や例示として以下のような意見があった。

(1)。「キャッシュフロー予測には、現実的に期待される将来の人口動態、法律、医療、技術、社会または経済の発展を反映することとする。また、自社が晒され得る各種のインフレ（例：消費者物価指数、医療費の高騰、給与の高騰）を認識して、適切なインフレ前提をキャッシュフロー予測に織り込むこととする。その際、保険料調整条項の考慮が必要な場合がある。」（77 項）について、実績の事業費からの変化を見込む例については、主に次の意見があった。

## ① 物価水準の変動による影響を見込む例

- ・ 物価連動債や消費者物価指数（CPI）等を参照のうえ、インフレ率を設定
- ・ 30 年目超の年限区分では、終局金利（UFR）に反映されているインフレ率（2.0%）と整合的なインフレ率を設定

## ② 法令の変更による影響を見込む例

- ・ 既に決定された税率の変更（消費税の増税、法人税率の変更等）がある場合には反映

## ③ 会社規模の変動や生産性・効率性の向上による影響を見込む例

- ・ 会社規模の変動による固定費単価の増減等をユニットコストに反映

## ④ 事業計画の見直しによる影響を見込む例

- ・ 既に決定済または変更が予定されている事業計画（例：営業職員の給与体系変更、代理店委託手数料水準の変動、事務所の移転や大規模システムの導入等）がある場合は、変更後の計画に基づいて算出

## ⑤ 上記①～④以外の例

- ・ 一時的要因により増減した事業費実績について、除外する調整
- ・ 契約者保護機構負担金については、保護資金が 4,000 億円に達した場合、負担金の拠出はないこととし、将来の事業費から控除

(2)。「現在推計の計算に含めるキャッシュフローには、少なくとも契約の境界線内にある以下のものを含めることとする。

（中略）○ 直接経費および間接経費（例：一般管理費、資産運用経費、損害調査費、取扱手数料、本社費）（後略）」（79 項）について、対象とする事業費（新契約費含む）の例については、主に次の意見があった。

## ○一般的な事業費

- ・ 事業費、減価償却費、退職給付引当金繰入額、税金（営業・契約関係）、消費税・その他税金（法人税を除く）、税金(法人事業税・地方法人特別税等)、その他経常費用

- ・（保険引受に係る）営業費及び一般管理費（損保）、損害調査費（損保）

○一般的な事業費から減算する費目

- ・ その経常収益
- ・ 営業用不動産（不動産）の減価償却費、営業用不動産（不動産）に係る税金、営業用不動産（不動産）に係る管理費用・経費、数理計算上の差異および過去勤務費用の償却費
- ・ 投資経費（損保）

○一般的な事業費に加算する費目

- ・ みなし賃料

(3). 新契約費と維持費の区分において、明確に区分されない費目名および区分の方法については、主に次の意見があった。

○人件費（人件費、内務職員人件費、営業職員給与 等）

<区分の方法>

人件費・内務職員人件費 等：

- ・ 業務量調査を基にした新契約に関する業務量の割合で配賦
- ・ 新契約にかかる業務時間と契約の維持管理にかかる業務時間の割合を見積もり配賦
- ・ 部署等の細分した費目毎に、新契約費・維持費どちらかに区分するかを決定
- ・ 新契約費と維持費とを一定割合（例えば 50%等）で案分
- ・ 新契約費と維持費に区分可能な範囲での新契約費：維持費の割合を流用し、区分不能な事業費を按分

営業職員給与：

- ・ 営業職員の報告活動内容記録に基づく新契約活動の割合をベースで配賦
- ・ 営業職員の給与の「新契約獲得に係る給与」と「保有契約の維持に係る給与」の割合で配賦

○システム関係費用（システム経費、減価償却費（システム関係）、システム開発・保守・運用費用 等）

<区分の方法>

- ・ 細分した費目毎（「営業関係のシステムにかかる経費は新契約費に区分」等）に、新契約費・維持費どちらかに区分するかを決定
- ・ システム部門の業務量、内勤職員給与比等を用いて、新契約費と維持費等に区分
- ・ 新契約関連部門とそれ以外の部門との従事割合を用いて、新契約費と維持費に区分
- ・ システム毎に、新契約関連業務とそれ以外に区分
- ・ システム毎に、その内容を踏まえた按分比率をヒアリングした結果を元に設定
- ・ CPU 使用時間比・メインフレーム稼働時間・所管サーバー数・業務プログラムが資源を使用する量に占める新契約プログラムの割合等のドライバを用いて配賦

- ・ 新契約費と維持費とを一定割合（例えば 50%等）で案分

(4). 維持費の配賦（配分）において、直接保険種類に反映できない費目（間接費）名および保険種類への配賦方法については、主に次の意見があった。

○人件費（人件費、内務職員人件費、営業職員給与 等）

<保険種類への配賦方法>

（生保）

- ・ 人件費一般、内勤役職員の賞給与：保有件数比例で配賦
- ・ 保険金支払部門の職員給与：保険金・年金・給付金の支出額により配賦
- ・ 資産運用部門の職員給与：負債対応の資産残高、責任準備金により配賦
- ・ 総務・コーポレートスタッフ部門経費：付加保険料比により配賦

（損保）

- ・ 人件費：事務量・業務量調査に基づき、業務量割合で配賦、元受正味保険料を基準として、種目毎に配賦

○システム関係費用（システム経費、減価償却費（システム関係）、システム開発・保守・運用費用 等）

<保険種類への配賦方法>

- ・ システム経費 等：保有件数比例で配賦
- ・ 運用関係システムの経費：責任準備金比例で配賦

以 上